

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

○福島県高等学校等教育改革促進基金条例

## 条例

福島県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県条例第一号

#### 福島県高等学校等教育改革促進基金条例

##### （設置）

**第一条** 福島県が行う公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### （積立て）

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

##### （管理）

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### （繰替運用）

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用す

ることができる。

##### （運用益金の処理）

**第五条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

##### （委任）

**第六条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

##### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

（財務課）